# 山梨県国民保護計画(素案)

概 要

山 梨 県

平成17年9月

## 目 次

第	1	編		総		È	侖																														
	1		県	のす	責	努、	į	ŧΙ	画	の <sup>-</sup>	位	置	付	け	`	構	成	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	
	2		国	民1	呆記	護	昔	置	に	関	す	る	基	本	广	金	١.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
関	係	機	関	の	事	务)	スリ	ţţ	業	務	の	大	綱	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2			
	4		県	のt	也Ŧ	里白	勺、	1	社:	会	的	特	徴		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	
	5		Щ	梨!	見	国目	民任	呆	蒦	計	画	が	対	象	لح	す	る	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	
第	2	編		平詞	表7	j\ į	<u>ک</u> (	カ1	精.	え	ゃ	予	防	į •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
	1		組	織	• 1	本制	钊(	カ	整	備	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3	
	2		避	難	及7	びま	汷扌	爱	اتا	對	す	る	平	素	か	5	の	備	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	
	3		生	活	期i	車領	手力	施	设	の	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	
	4		物	資	及7	ゾi	資材	才(	か <sup>,</sup>	備	蓄		整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	
	5		国	民化	呆記	護	<u>ا</u>	對	<del>j</del>	る	晵	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8	
第	3	編		武	力I	攵	圣	事	態	等	^	の	対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	
	1		初	動i	車約	洛仁	本制	制	か <u>:</u>	Æ	速	な	確	立	及	び	初	動	措	置			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	
	2		県	対策	策2	本言	据(	のi	设	置	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9	
	3		関	係村	幾	関村	目3	互	か <u>:</u>	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	
	4		警	報	及7	ゾi	驻	雠(	<b>か</b> :	指	示	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	
	5		救	ŧ	爰	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	
	6		安	否怕	青幸	银(	DL	又!	集	及	び	提	供	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	
	7		武	力I	攵	掔纟	ίξ ڏ	害	<u> </u>	<b>の</b>	対	処	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7	
	8		被	災忙	青幸	银(	DL	又!	集	及	び	報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	
	9		保	健征	<b>新</b>	ŧα	D F	寉	呆·	そ	の	他	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	
	10	)	玉	民:	生	活(	か <del>i</del>	安.	定	に	関	す	- る	措	置	٠.		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0	
	11		交	通	規約	制	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•		•	•		•		•		•	•	2	0	
	12	2	赤	+:	字	標直	章	等.	及	び	特	殊	標	章	等	σ,	交	付	及	び	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1	
第	4	編		復	I	日	Ę	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	
	1		応	急(	刀行	复	日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	
	2		武	力I	攵	掔纟	₩₹	害(	か <sup>?</sup>	復	旧	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	
	3		国	民化	呆記	蒦扌	昔]	置		要	し	た	費	用	の	支	弁	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	

第:	5 編	緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
•	1 !	緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
2	2 !	緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・	2 3
-	3	想定事能における関係機関の対処例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3

## 第1編 総論

1 県の責務、計画の位置付け、構成等

県は、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活及び 経済への影響を最小限度とする責務がある。

このため、県は国民保護措置の実施に必要な県の国民保護計画を定める。

(1) 計画の目的と県、市町村等の責務 (P1)

計画の目的

わが国を取り巻く安全保障環境における、国際テロなどの武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し国民生活及び国民経済に与える影響 を最小限度に止めるための、実施体制の整備や発生したときに的確かつ迅速 に実施することを定める。

県の青森

- ・国の基本指針に基づいての、避難の指示、避難住民等の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速な実施。
  - ・県域内の国民保護措置の実施に関する総合調整 市町村の責務
- ・県の国民保護計画に基づいての、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民 保護措置を的確かつ迅速なに実施。
  - ・区域内での国民保護措置の総合的な推進 指定地方公共機関の責務

県の国民保護計画に基づいての、その業務に関する国民保護業務計画を作成し、その業務の国民保護措置を自主的に実施するとともに、県、市町村そ の他関係機関との連携協力。

(2) 県国民保護計画の構成 (Р2)

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

- (3) 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 (P3) 県の国民保護計画及び国の基本指針を踏まえて作成。
- 2 国民保護措置に関する基本方針 (P4) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、留意事項として、基本方針を定 める。
  - (1) 基本的人権の尊重 憲法の保障する国民の自由と権利の尊重。
  - (2) 国民の権利利益の迅速な救済 国民保護措置の実施に伴う、損失補償等に対する迅速な対応。
  - (3) 国民に対する情報の提供 正確な情報を適時適切(目的、迅速性等を加味)な方法での情報の提供。
  - (4) 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、国、都道府県、市町村、 指 定公共機関、指定地方公共機関との連携化が重要。

(5) 国民の協力

国民保護措置は、国民の協力が必要不可欠であるが、国民の自主性と要請に 当たって強制とならない配慮。

- (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮 日本赤十字社の特性と放送事業者への放送の自立の保障と表現等の自由への 配慮する。
  - (7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 高齢者等に留意した、国民保護措置の実施

- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全確保 国民保護措置に従事する者に対する安全確保の配慮
- 3 関係機関の事務又は業務の大綱等 (P6) 国民保護の実施主体となる関係機関の果たす役割や業務の窓口等を定める。
  - (1) 関係機関の事務又は業務の大綱 (P7~9)

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の行うべき 事務、業務の大綱を示す。

- 4 県の地理的、社会的特徴 (P10)
  - ・本県は、県土の78%が林野で、甲府盆地に人口の41%が居住
- ・近接県との交通路は中央自動車道、国道20,52号、鉄道でJR中央線、 JR身延線が主体である。

そのため、同道路、鉄道が被災すると陸の孤島化が懸念される。

- 5 山梨県国民保護計画が対象とする事態 (P13)
  - (1) 武力攻撃事態

県への影響が高いと思われる順番に、その特徴と留意点を記載した。 弾道ミサイル攻撃 ゲリラや特殊部隊による攻撃 航空攻撃

着上陸攻擊

(2) 緊急対処事態 攻撃対象施設による分類

攻撃手段による分類

(3) 具体的な事態想定

弾道ミサイルによる攻撃 多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃

第2編 平素からの備えや予防 (P17)

#### 1 組織・体制の整備等

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からの国民保護措置 実施に必要な組織等の整備を図る。

(1) 県における組織及び体制の整備

組織及び体制の整備

- ・県対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等の組織整備。
- ・武力攻撃事態等への速やかな対応にため防災体制と併せた即応体制の確立
- ・県対策本部の機能を確保するため、交代要員の確保等を定める。

#### 職員の参集基準

職員の迅速な確保と職員参集基準の設定

- ・担当課、緊急事態連絡室、県国民保護対策本部体制の3体制化
- ・事態状況に応じた初動体制の確立としては、事態認定前、事態認定後に 区分しての確立。
  - ・初動体制職員の指名を地域防災計画とリンクした対応。

国民の権利利益の救済に係る手続き等 (P20)

国民保護措置の実施に伴い土地等の使用等の国民が被った損失や不服申し 立て、 訴訟等に迅速に対応するためにの処理体制の確保に努める。

市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

・市町村の組織の整備

市町村も県と同様に国民保護措置への的確かつ迅速な対応のため、常備 消防体制との連携化や職員の参集基準等の整備に努める。

・指定地方公共機関の組織の整備

国民保護措置への的確かつ迅速な対応のため、職員の参集基準等の整備に 努める。

## (2) 関係機関との連携体制の整備 (P22)

国民保護措置の実施は、山梨県のみで対応することは不可能であるため、国、 県及び市町村並び指定公共機関及び指定地方公共機関の連携が不可欠であるた め、 次のとおり定める。

## 基本的な考え方

・防災のための連携体制を活用した整備

・関係機関の計画との整合性の確保 関係機関が作成する、国民保護計画や国民保護業務計画との整合性の確 ・関係機関相互の意志の疎通の確保

国の機関との連携

指定行政機関、防衛庁(自衛隊) 指定地方行政機関等との連携

他の都道府県との連携 (P23)

・広域応援体制の整備、

保

・相互応援協定の締結等

現在、締結されている、震災時等の相互応援に関する協定等のほか、今後、 全国知事会等を通じての協定の整備に努める。

- ・警察によります広域緊急援助隊の整備
- ・県と消防庁が連携しての緊急消防援助隊の整備等

市町村との連携

- ・市町村との連携体制の緊密化
- ・市町村が行うべき事務の代行
- ・市町村国民保護計画の協議 県の国民保護計画との整合性を図るための、協議の実施
- ・市町村間の連携の確保

近接する市町村が連携して国民保護措置を実施(いわゆる助け合って) するために、国民保護計画の内容の整合性の確保を図る。

・消防機関の応援態勢の整備

県と消防機関との情報収集体制の構築、活動の円滑化、また消防機関におけるNBC対応部隊等の現状の把握

・消防団の充実・活性化の推進

地域住民の積極的な参加、広報活動、資機材の整備等の支援取り組み

指定公共機関等との連携

・指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画への必要な助言を行う。 ・関係機関等との協定の締結等

国民保護措置を実施するに当たって、より円滑に実施するため、物資、資機材等の販売事業者等との地域防災計画による供給協定等を見直しするな ど連携体制の整備に努める。

自主防災組織に対する支援

被害の防止、軽減に対する自主防災組織は、重要な役割を担うので、リー ダー研修等を実施するなど組織の育成に努める。

ボランティア団体等に対する支援

阪神淡路大震災等におけるボランティア活動の果たす役割が認識されてき ており、 日赤山梨県支部、ボランティア団体等との連携に努める。

(3) 通信の確保 ( P 2 7 )

非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であり、次のとおり定める。 非常通信体制の整備

非常時の通信の円滑化のため、関係省庁や電気通信事業者等との連携

非常通信体制の確保に当たっての留意事項

・設備面では、情報伝達ルートの多ルート化、定期的整備の励行 災害時優先電話等の効果的な活用等を図る。

県警察、市町村における関係機関等との連携

- ・県警察における関係機関等との連携しての通信の確保
- ・市町村における防災行政無線等の整備

電気通信設備の優先使用

- 一般電話のNTTの承諾を得ての、災害時優先電話としての利用
- (4) 情報収集及び提供等の体制整備 (P29)

国民保護措置に関わる各種情報の収集と整理、提供に関する事項を定める。

基本的な考え方

備

・情報収集及び体制の整備

措置の実施状況、被災情報等の情報の提供を適時適切に配信する体制整

・関係機関との、情報の共有化のためのデータベース化に努める。

警報等の通知に必要な準備

- ・利用者が多い施設等の把握
- ・市町村に対しては、外国人への警報用の配布文書の作成等の支援を行う。

市町村における警報の伝達に必要な準備 (P30)

・伝達先である住民、公私の団体等への伝達方法をあらかじめ定める。

- ・高齢者、障害者等への伝達に配慮
- ・警報を通知すべき団体を国民保護計画へ定める。

安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

国が整備する「防災総合情報共有システム」や既存システムの活用を行

- う。 ・収集及び報告すべき安否情報 氏名から連絡先等の10項目等を明示
  - ・安否情報収集のための体制整備

回答責任者の指名と市町村の安否情報収集体制の把握 市町村がどこから安否情報を収集するか、落ちはないか等の把握

・安否情報の収集のための準備

県は、県が管理する学校、病院等の資料の整備を行う。

また、避難施設の管理者へも報告書様式等を周知する。

市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 県と同様な実施

被災情報の収集及び報告に必要な準備

- ・被災情報の収集・連絡担当者の指定と体制の整備
- ・被災情報報告書の関係機関等への周知
- (5) 研修及び訓練 (P34)

県職員等に対する研修を通じての必要な知識の習得や、訓練を通じての対処 能力の向上に努める必要があることから、研修及び訓練のあり方を定める。

研修

国の研修機関や県の研修機関における研修の受講、また外部有識者等を招 聘しての研修の実施

늴Ⅲ缍

関係機関との共同訓練の実施、既存ノウハウを活用しての消防等との連携 訓練の実施

2 避難及び救援に関する平素からの備え (P36)

国民保護措置の実施が現実となったときに備え、避難及び救援に関する平素の 対応を定める。

(1) 避難に関する基本的事項

基礎的資料の準備

避難に必要な基礎資料の準備・整 県の地図、人口分布、道路網等 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力 避難は、広域化が予想されるので、より関係機関等との連携が不可欠

・消防長、警察官等による誘導等

市町村長における避難実施要領のパターン作成

市町村長はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成するに当たっての所要項目を示す。

特に、県内の交通事情等を考慮するに、自家用車による避難は禁止する。 理由としては、避難先での駐車場問題、移動における渋滞等がある。

## (2) 救援に関する基本的事項

基礎的資料の準備

基準に必要な基礎的資料の準備・整備を行う。

備蓄物資、調達可能物資のリスト、避難場所等

電気通信事業者との協議

避難住民への通信手段の確保等のための、協議

医療の要請方法等

医療団体等への救援・派遣の要請方法等の定める

市町村との協議

救援の一部を市町村が行うことができることから、市町村との救援の範囲 等の調整をする。 県は、市町村の業務としては、災害対策基本法での現状 での範囲を想定している。

日本赤十字社への委託

医療給与等を想定

国への要請

被災状況に合わせた国への要請手順・品目等の検討

(3) 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

輸送力、輸送施設の把握しての住民、物資の輸送体制の整備

運送事業者の輸送力の把握 保有車両、本社等連絡先等の状況

輸送施設の情報の収集 道路等の状況

運送経路の把握 道路管理者との連携

## (4) 避難施設の指定等 (P39)

基本的考え方

・区域の人口 ・都市化の状況 ・防災の避難場所の指定状況等 地域の実情を踏まえた指定の実施

指定基準

- ・学校、体育館、公民館等の公共施設等
- ・堅固な建物
- ・満遍なく指定 偏らない 等

避難施設の情報のデータベース化、市町村への情報の提供 共有化 応急仮設住宅等の供給体制の整備 関係団体等との協定の締結等 公営住宅の貸与

(5) 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え (P42)

避難実施要領のパターンの作成

- ・避難住民の誘導の実施方法等
- ・実施要領に定める事項

避難経路、誘導の方法、職員の配置、自家用車の使用禁止の明記等 警察官等による避難住民の誘導等

輸送体制の整備等

運送事業者の保有車両の状況等の情報収集

市町村長が実施する救援

市町村長が実施するとされた、救援に関する必要事項を定める。

避難地区に関する情報の整備等

避難地区を地理的、行政区画、自治会等の単位で設定し、その単位ごとの情報の整備を行う。 避難等における基礎的な情報となるもの

要救護者の把握

自ら避難が困難な高齢者等の避難を円滑に行うため、民生委員等と連携し 把握に努める。

(6) 交通の確保に関する体制等の整備

武力攻撃事態等においては、交通の混乱が想定されるので、交通規制計画の 作成、緊急車両の確認等の手続き等を整備する。

(7) 交通情報の収集と広報活動

関係機関相互での道路交通情報の収集と共有化、県民等への広報の実施

(8) 医療救護体制の整備 ( P 4 5 )

相当の負傷者等が見込まれるので、関係機関の緊密な連携と医療体制の整備を図る。

初期医療体制の整備 救護所の設置、救護班の派遣

後方医療支援体制の整備 重傷者等の受入の災害拠点病院等の整備

負傷者の搬送体制の整備 消防と医療機関等との相互連携

医薬品等の確保 確保体制の整備(通常業務内での量的確保)

## (9) 県民の意識啓発

国、県、市町村、指定公共機関等の関係機関のみでは、対応できないため、

県民の自主的な協力を求めるため、自治会等を通じて危機管理の重要性の意識 啓発を行う。

3 生活関連等施設の把握等 (P48)

国民生活に直接関わりを持つ施設や、被災すると国民に重大な危険を及ぼす恐 れのある危険物質等の取扱施設を把握し、安全の確保に配慮をする。

国民生活に関係する施設 発電所、取水施設、鉄道施設、放送施設等 危険物質等の取扱施設 危険物、毒劇物、火薬類等

- 4 物資及資材の備蓄、整備 (P51)
  - (1) 基本的考え方

地域防災計画での備蓄物資の活用と小売事業者等との協定の締結等の調達体制の整備に努める。

国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難と判断するときは、国に対し、必要な物資、資材等の供給の要請を行うなどの密接な連携を図る。

(2) 国民保護措置に必要な物資及び資財の備蓄、整備

防災のための備蓄との関係

地域防災計画で定められた備蓄品目や基準等による整備

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材

天然痘のワクチン等は、国の対応を踏まえての連携した対応を図る

(3) 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備 (P52) 市町村は、防災を兼ねながらの備蓄、整備に努める。

指定地方公共機関は、内部規定等による調達計画や更新計画に照らした、 備蓄、整 備に努める。

5 国民保護に関する啓発 (P53)

被害を最小化するためには、国民保護の正しい知識を身につけ、適切な行動を 取る必要があるため、啓発等を行う。

(1) 国民保護措置に関する啓発 住民に対しては、広報誌、パンフレット等による啓発

## (2) 住民が取りべき行動等に関する啓発

住民が取るべき対処等の啓発

兆候を発見した者の市町村長への通報、不審者を発見した者の管理者への通報等を啓発資 料等による周知

運転者が取るべき措置の周知徹底

車両の左側停止、警察官の指示に従うこと等 自然災害時に準じた対応

(3) 市町村における国民保護に関する啓発 県と準じて実施

## 第3編 武力攻撃事態等への対処 (P55)

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

原因が定かでなく、多数の死傷者の発生や建物等が破壊されるなどの事案が発 なる。 生したときの、住民の生命、身体及び財産の保護のために初動的な対処が必要と

このため、緊急事態に対処できる体制を確立し、事態の態様に応じた措置を講 ず るための、初動体制について定める。

(1) 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

緊急事態連絡室の設置

国において、武力攻撃事態の認定がされないときの対応として、緊急事態 連絡 室の設置をする。

組織及び業務内容

知事を室長として、副知事、出納長等で構成される。

業務

- ・事案の状況把握と対処・部局間の相互調整

・関係機関との連携調整

事態認定前の初動措置

- ・消防法等の現法制による避難の指示、警戒区域の設定等の被害の最小化 と情報収集、 分析
  - ・必要に応じての国、関係機関等への支援要請
- ・県警察、消防、自衛隊等を通じての情報収集と関係機関への情報提供

- (2) 県対策本部への移行する場合の調整 緊急事態連絡室の廃止等と国民保護法に基づく所要の措置の実施等の必要
- (3) 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 県に準じた対応の実施
- 2 県対策本部の設置等 (P58)
  - (1) 県対策本部の設置

県対策本部の設置手順

ア 県対策本部を設置すべき県の指定

- イ 職員の参集、設置場所
- ウ 市町村長 等への設置の通知 等

県対策本部の組織構成及び機能

- ア 知事が本部長 権限委譲順位
- イ 副本部長 副知事
- ウ 本部員 出納長、公営企業管理者、教育長、県警察本部長、各部長
- エ 本部会議の設置
  - ・国民保護に関すること
- ・国、他都道府県及び市町村の対策本部との調整等
- ・各部内の調整
- オ 事務局の設置 防災危機管理監を局長
- カ 各部及び班の設置 (P60)

事務局の分掌 各部の業務分掌

特に各部共通業務は

- ・国民保護措置上の業務を持たない所属は他班の応援(部内応援)
- ・国民保護上に係る他部間の相互応援(部の枠を越えた対応)

県対策本部における広報等 (P65)

適時適切な情報の提供等を行うため、広報広聴体制を整備する。

- ・広報責任者の設置・広報手段の整備
- ・重要な方針決定等における知事自らの記者会見の実施

現地対策本部の設置 (P65)

応急対策措置の実施、市町村対策本部等との連絡調整のため、設置

・被災地における関係機関等との連絡調整等

県対策本部長の権限 (P65)

・県域における国民保護措置に関する総合調整

- ・国の対策本部等に対する総合調整の要請 ・職員の派遣の求め 等 等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための権限が与えられている。 情報の整理・共有化
- (2) 通信の確保 (P67)

避難先地域等との間での情報通信手段の確保を図る。

情報通信手段の確保

衛星系、固定系の利用 インターネット, LGWAN、携帯電話等 通信の錯綜による混信の対策 通信の統制の実施等 市町村における通信の確保 県と同様に通信の確保

(3) 市町村対策本部の設置

指定を受けた市町村での設置要避難地域、避難先地域となった市町村

3 関係機関相互の連携 (P68)

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、関係機関等との連携化

(1) 国の対策本部との連携

各種調整や情報の共有化、 現地対策本部への職員の派遣等

(2) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

国民保護措置の的確かつ迅速に実施に必要がある場合は、その所掌業務に係 る国民 保護措置の実施に関し要請する。

- (3) 自衛隊の部隊等の派遣要請等 想定要請の内容
- ・避難住民の誘導・避難住民等の救援・救助活動等
- (4) 他の都道府県知事に対する応援の要求等<br/>
  必要がある場合は、応援を求める理由、活動内容等を具体的にして、応援を求める。
  - (5) 指定公共機関等への措置要請

国民保護措置を実施するため必要の場合は、要請理由や具体的な内容を示してその業務に係る国民保護措置の実施を要請する。

例示:山梨県バス協会に対し、8月10日午前10時にA市の 公園から B市の 公民館まで、1000人の避難住民を県道 経由で運送願 います。等

## (6) 県の行う応援等 ( P 7 1 )

応援の求めに応じて、他の都道府県に対して行う応援等 市町村に対して行う応援等

応援の求めに応じて、被災が甚大であり、国民保護を行うことができなく なった場合、全部又は一部を実施

指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 労務、施設、設備又は物資の確保について、必要な応援を行う。

## (7) 自主防災組織に対する支援

警報の伝達、必要住民の誘導等の実施に関する協力について、安全の確保を 図りながら、情報の提供や、資機材の提供等を行う。

#### (8) ボランティア団体等に対する支援

安全を十分確保してから、日赤等関係団体と協力し、ボランティア・センターを設置し被災地、避難先地域におけるニーズの把握、ボランティアへの情報 提供、派遣調整、受入体制の確保等の支援等を行う。

活動内容

- ・救援物資の集配、食事の炊き出しなどの救援への協力
- ・要援護者への支援活動等
  - ・その他ボランティア活動として適当な活動への協力

\*\* 避難住民の取るべき行動の例示\*\* (P73)

避難住民の取るべき行動として、時間的なゆとりがあるとき、すでに武力攻 撃が発生しているときの2例を示した。

(情報収集や近隣者等との連携の大切さを明示)

## 4 警報及び避難の指示等 (P77)

警報の伝達が的確かつ迅速に実施されることの重要性に着目して定める。

## (1) 警報の通知及び伝達

警報の通知等

ア 警報の発令

国の対策本部等による発令

・武力攻撃事態等の現状及び予測、住民への周知事項等

## イ 警報の通知

知事は、市町村長等の関係機関へ通知する。

放送事業者へ警報内容の通知、同事業者による放送の実施

ウ 警報の伝達等

県は、公共施設等の利用者の多い施設管理者への伝達 市町村は、警察と連携しての警報の伝達

市町村長の警報伝達等の基準

ア 予め定めた手段、伝達先、順位により速やかに住民や公私の団体に伝達 イ 警報の伝達方法

・武力攻撃が迫り、又は発生している地域

同報系防災行政無線により、警報サイレンを鳴らし、その後発生等 の 事実を周知する。

・武力攻撃が迫っていない地域 サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの搭載等の手段

国は、全国瞬時警報システムの実用化に向けた取り組みをされている。

ウ 市町村長は消防長や消防団長を指揮し、自主防災組織の自発的な協力を 得て、全世帯への伝達ができるよう努める。

緊急通報の発令 (P79)

ア 緊急通報の発令

警報の発令はないが、まさに武力攻撃が発生している状況にあると知事が認めたときは、県警察、消防機関等から情報収集するなどし、総合的に 判断し緊急通報を発令する。

- イ 緊急通報の内容
  - ・武力攻撃災害の現状、予測
  - ・住民等への周知事項 落ち着いた行動、ラジオ等の情報の収集手段の確保

ウ 緊急通報の通知方法 警報と同様

(2) 避難の指示等 (P81)

避難措置の指示

ア 避難措置の指示の内容

・国の対策本部長から住民の避難が必要な地域(要避難地域)と住民の避難先となる地域(避難先地域)の知事へ通知

- ・関係機関が講ずべき措置の概要
- イ 避難措置を受けた場合の連絡
  - 一斉FAX、防災行政無線等による市町村長等関係機関への通知
    - ウ 避難措置の指示に伴う知事の措置
      - ・避難知事を管轄する場合は、住民への避難の指示の通知
- ・避難先を管轄する場合は、避難施設の開設、救援の準備等の避難住民の 受入のための措置の準備
  - ・その他の場合 警報の通知と同様に関係機関へ通知

避難の指示 (P82)

- ア 住民に対する避難の指示
  - ・市町村長を通じて、住民へ避難を指示 近接地域の住民の避難が必要と認めるときは、同様に避難の指示をする。
    - ·要避難地域 ·避難先地域
    - ・主要な避難経路 ・避難の交通手段 等
  - ・市町村長は住民に避難の内容を伝達
- ・自家用車の使用について、使用の基準等の策定
- ・基礎資料に基づく、避難元、避難先の避難施設等の割当、避難の時期、 経路等について総合的に判断しての避難の指示
  - イ 放送事業者による避難指示の放送 避難指示の内容を自主的な判断での正確かつ簡潔な内容での放送の実施
  - ウ 県境を越える住民の避難の調整

県境を越えての避難は、避難先都道府県知事との調整が、県境を越えての避難の受入は、市町村長等々の協議等が必要

- エ 国の対策本部長による利用指針の調整 道路等の利用に係る調整等
- オ 避難の指示の通知及び伝達
- カ 避難の指示の国の対策本部長への報告
- キ 避難住民の受入 等

武力攻撃事態等における避難の類型と対応

ア 弾道ミサイル攻撃

警報と同時の屋内避難 堅固な建物への避難 被害判明後の国の避難措置の指示に基づく、安全な地域への避難

- イ ゲリラや特殊部隊攻撃
- ・屋内への避難 関係機関が安全の措置を講じながら、適当な避難先へ移させる。

動

- ・国の対策本部長の避難措置の指示を待ついとまがないときは、被害状況 に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、 危険 区域への一般車の立入を制限する。
- ・知事は、避難住民の誘導については、関係機関と連携を密にし、避難路 等ついての協議を迅速に行う。

#### ウ 航空機攻撃

弾道ミサイルと同様

## 工 着上陸侵攻

- ・混乱を防止するため避難経路の確保や輸送力の確保に努める。
- ・対応への時間的ゆとりがあること、また大規模となるため国の総合的な 方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえた対応を取る。

#### オ NBC攻撃

- ・防護服等を保有する消防機関、警察機関、自衛隊等への要請等の必要な 措置を講ずる。
- ・避難誘導に際しては、風下方向を避ける、皮膚の露出を避ける、マスク の着用等

## ・核攻撃等の場合

熱線、爆風等の直接被害から逃れるため、地下施設等に避難、一定時間経過後に安全な地域へ避難する。

外部被爆を最小限度に止めるため、風下を避け、風向きに垂直に避 難する。

## ・生物剤攻撃

生物剤攻撃が行われた場所から直ちに離れ、外気と気密性の高い部 屋等に避難する。

動物等を媒介とする生物剤は、攻撃時期、芭蕉等の特定が困難のため感染者の入院治療の措置を講ずる。

#### ・化学剤攻撃

化学剤攻撃が行われた場所から直ちに離れ、外気と気密性の高い部 屋等や風上の高台などの汚染の恐れのない地域に避難する。

化学剤は、一般に空気より重いので、可能な限り高い場所へ避難させる。

県による避難住民の誘導等の支援等 (P90)

- ア 市町村長の避難実施要領の策定への支援 知事、堅警察の作成への意見を述べる。
- イ 市町村長による避難誘導の状況の把握 避難誘導が適切に行われているか状況の把握を行う。

ウ 市町村長による避難住民の誘導の支援等

知事は、必要に応じて、避難住民への食糧等の提供の実施等を行うなど誘導の支援を行う。

エ 市町村長からの要請に係る調整

県警察への誘導の要請

- オ 市町村長への避難誘導に関する指示 市町村長が適切に行っていないとき
- カ 国及び他の地方公共団体への支援要請 県のみでは行えないとき
- キ 指定公共機関等への運送の求め 輸送区間、人数を示して運送を求める 市町村長による避難住民の誘導

ア 避難実施要領の策定(避難経路、手段等)

イ 避難住民の誘導

市町村職員、消防長、消防団長を指揮し避難住民を誘導する。 自主防災組織、自治会等の協力を得ながら実施する。

ウ 警察官等への要請と情報の提供等

病院等の施設管理者の措置

病院、老人福祉施設等の管理者は、入院患者等は自らでは避難が困難な者 である ので、避難誘導が円滑に実施されるよう配慮する。

避難場所等における安全確保等

- ア 被災地及びその周辺のパトロールの実施
- イ 避難場等の定期的な巡回
- ウ 被災地内における悪質商法等の取り締まりの実施 等 避難実施要領
- ア 避難実施要領の策定

市町村長は、避難指示の通知を受けたときは、関係機関等の意見を聞く中で、予め、作成したパターンの中から実施要領を策定する。

イ 作成に当たっての留意事項

- ・避難実施誘導の実施単位・避難先
- ・一時集合場所及び集合方法・集合時間・等
  - 5 救援 (P99)

避難住民等に対する 救援の内容等について定める。

- ・収容施設の供与・炊き出しその他食品、飲料水の提供
- ・被服、寝具、生活必需品等の給与 等 1 1 項目 また、知事が救援のすべてを実施できない場合については、
  - ・医療機関への医療の実施の要請
  - ・市町村長への救援の一部の委任

- ・日本赤十字社への救援の委任
- ・他都道府県への救援の求め ことができるとされている。
  - (1) 救援の実施

国の対策本部長から救援の指示により、、避難住民等に対し救援の実施 救援の実施

- ・収容施設の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- ・医療の提供 等の 11項目の実施 市町村による救援の実施に係る調整
- 一部の市町村長への委任と措置内容及び措置の期間の通知 市町村と県との連携をしての救援の実施
  - (2) 関係機関との連携

国への要請

必要と判断したときは、具体的な内容を示して要請

他の都道府県への応援の求め

市町村との連携

知事が委任しない救援項目に対する連携化

日本赤十字社との連携

一部委任 医療等

緊急物資の運送等の求め

緊急物資の名称、数量、輸送区間等を明示し、運送事業者である指定地方 公共機関等へ運送の求めを行う。

民間からの救援物資の受入等

関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資の受入について、希望物資を把握し、国、県の対策本部を通じて送り先等の公表を行う。

(3) 救援の内容 (P102)

救援の基準

救援は国の定めた「救援の程度及び基準」に基づいて実施。

救援に関する基礎資料

備蓄物資、調達可能物資の名称等

救援の内容

収容施設の供与ほか9項目

(4) 医療の要請等 (P105)

医療機関等に対する医療の要請 NBC兵器による攻撃に際しての医療活動

(5) 救援の際の売渡し要請等 ( P 1 0 5 )

救援を行うため、必要があると認めたときは、売渡し要請等を行う。

特定物資の売渡し要請

医薬品、食品、寝具、医療用具その他衛生品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、 燃料、その他厚生労働大臣が定める物資の9項目

要請に応じないときは、特定物資の収用

保管命令

土地等の使用

収容施設や医療施設の開設のための土地等の使用

特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

保管命令された者対する報告の求め、保管状況の検査

医療の要請及び指示

医療関係者に対し、場所、期間、必要事項を定めて医療の実施の要請

(6) 災害時の要援護者に対する配慮 (P107)

高齢者、障害者、外国人等に対する配慮を行う。

情報伝達の配慮

収容施設の運営等に対する配慮

応急仮設住宅の供与(バリアフリー化に努める。)

支援ニーズの把握(生活支援に配慮した対応策)

- (7) 健康への配慮(心の窓口相談の開設等)
- (8) 通信設備の提供

指定公共機関である電気通信事業者による対策本部への通信設備及び避難 住民等の避難施設等への通信設備を設置する。

- 6 安否情報の収集及び提供 (P109) 知事、市町村長等の関係機関相互の連携のもと、収集、整理、提供する。
  - (1) 安否情報の収集

安否情報の収集(避難場所等における情報収集) 県警察の県対策本部への通知 安否情報収集の協力要請(県警察本部、消防本部、医療機関等の協力) 安否情報の整理

- (2) 総務大臣に対する報告
- (3) 安否情報の照会に対する回答

安否情報の照会の受付

- ・窓口開設と同時に電話番号、FAX等により住民への周知
- ・照会は、原則、窓口としますが、照会者が遠方の場合も想定されるので、 電子メール、FAX等での受付も可とする。

安否情報の回答

回答方法は、照会方法に併せた方法とするが、被災者の意志、照会者の妥 当性、使用目的の是非等を勘案して行う。

何時、誰が、誰に何を回答したかを明確にする。

- (4) 日本赤十字社に対する協力 外国人に関する情報提供の要請に応ずる。 範囲は、同様の扱いとする。
- (5) 市町村長による安否情報の収集及び提供の基準

安否情報の収集

住民基本台帳等の活用、避難誘導時の避難名簿の作成 消防本部等の関係機関の協力による情報収集 安否情報の報告及び照会に対する回答 県と同様な扱いとする。

- (6) 県の市町村の安否情報収集に対する支援 市町村の情報収集体制の把握、助言を行う。
- 7 武力攻撃災害への対処 (P115)
  - (1) 生活関連等施設の安全確保等

国民生活に影響を及ぼす施設の安全確保 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

ア 武力攻撃災害への対処

国の方針に基づいた、所要の措置の実施

イ 国の対策本部長への措置要請

NBC攻撃による災害が発生したときは、高度の専門知識、特殊装備等を必要とする場合は、国への措置の要請を行う。

ウ 対処する職員の安全の確保

武力攻撃災害の兆候の通報

武力攻撃災害の兆候と思われる、堤防の決壊、化学剤の散布と見られる多量の魚の死等を発見した者から市町村長を通じての通報については、県警察 の協力を得ながら事実確認を行って、国への報告をする。

生活関連等施設の安全確保

ア 生活関連等施設の状況の把握

施設の状況、警備・巡回の状況などの対応状況等の把握を行う。

イ 施設管理者に対する措置の要請

施設の巡回、警備員の配置等の措置を講ずることの要請や必要な情報の 提供を随時行う。

ウ 県が管理する施設の安全の確保 県の施設も同様に警備・防災体制等の強化を図る。

エ 立入制限区域の指定の要請

必要と認める場合は、県公安委員会への要請、特にダムや危険物質取扱 所などは、危険が切迫している場合は、速やかに要請する。

オ 国の対策本部との緊密な連携

特に、大規模、性質が特殊な場合、国への措置の実施の要請を行う。

カ 国の方針に基づく措置の実施

国が全体での対応が必要と判断されたときは、国の方針を踏まえた避難 等の措置を行う。

危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

ア 危険物質等に関する措置命令

武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、所有者等に対する設備等の 除去、移動、使用の一時制限等の措置の指示

イ 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

危険物質等の係る都道府県知事が命ずる事のできる措置の一覧

(2) NBC攻撃による災害への対処 (P121)

応急措置の実施

影響を受ける住民への、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定 を行う。 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置を講ずるときは、国の方針に基づいて、所要の措置を行う。

関係機関との連携

県対策本部において、被害状況や必要物資等について市町村等の関係機関からの情報を集約して、国への迅速な支援要請を行う。

国からの派遣職員等と汚染物質との情報の共有化を図る。

汚染原因に応じた対応

## ア 核攻撃

関係機関との連携のもと、初動措置としての被爆管理、初期医療の実施を行うとともに、避難誘導は、外部被爆、内部被爆に留意する。

#### イ 生物剤

特定に時間を要すること、二次感染の恐れが大きいこと等のため、適時 検知と関係機関での情報の共有化を図る。

警戒区域の設定、立入制限の措置の実施、サーベランスの実施、感染症法に準じた、患者の移送、隔離等による二次感染の防止に努める。

#### ウ 化学剤

警戒区域の設定、立入制限の措置を実施し、風下に拡散するため、住民の避難誘導は、風上の高台へ行う。

エ 知事及び県警察本部長の権限

汚染の拡大を防止するため、関係機関と占有者等に対し協議して飲食物等の移動の制限等の権限を行使する。

(3) 応急措置等 (P125)

退避の指示

- ア 市町村長による退避の指示
  - ・退避の理由・危険場所・退避場所等を指示する。
- イ 退避の指示に伴う措置
  - ・市町村長による関係機関への通知
  - ・県警察による交通規制等
- ウ 警察官、自衛官による退避の指示 市町村長の退避の指示の暇がないとき、行う。

警戒区域の設定

- ア 市町村長は警戒区域を設定し、立入の制限、禁止、退去命令を行う。
- イ 警戒区域の設定方法等は、ロープ、標示板等で行う。
- ウ 警戒区域設定に伴う措置は、立入の制限、禁止、退去命令、県警察による交通規制等である。

エ 警察官による警戒区域の設定は、市町村長等による警戒区域の設定を待つ暇がないときに行う。

応急公用負担等 (P127)

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるとき、他人の土地等を使用若しくは収用するとき、又は現場において措置を 実施するに当たり支障となる工作物等の除去を行う。

消防に関する措置等 (P128)

ア 消防に関する措置等

消防機関との連携しての消火、救急、救助等や県警察による被災者の救助等に関する要請を行う。

イ 消防等に関する指示

知事は、市町村長に対し必要に応じて指示行うとともに、消防庁長官に対し消防の応援等の要請を行う。

- 8 被災情報の収集及び報告 (P131)
  - (1) 被災情報の収集及び報告

防災行政無線等の手段を活用して関係機関等から災害状況を収集を行う。

- (2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等
  - ・市町村の被災情報の報告
  - ・指定地方公共機関は国民保護措置の実施に関する施設、設備等の被災情報
- 9 保健衛生の確保その他措置 (P133)
  - (1) 保健衛生の確保

保健衛生対策は、巡回保健班の派遣等による健康障害の予防等を行う。

防疫対策は、生活環境の悪化等による感染症等の発生防止、原因の把握 し、・市町村では衛生環境の悪い地域の消毒、ねずみ等の駆除等の実施

・県では畜舎等の流失状況等の把握、衛生班による巡回指導(調査、検査、消毒、診療等)の実施を行う。

食品衛生確保対策は、食品衛生の監視や検査の活動等を実施する。

栄養指導対策は、栄養管理、栄養相談の指導を実施する。

(2) 廃棄物の処理

市町村の措置

被災地のゴミ及び屎尿の処理の適切な処理体制の構築と特例地域における 未許可者による廃棄物の収集、運搬又は処分の業の実施

県の措置

## 市町村及び関係団体に広域的応援を求め、必要な支援活動の実施

## (3) 文化財の保護

重要文化財等の所有者等に対する被害防止(巡回、警備等)のための命令、勧告の告知

国宝等の被害を防止するための措置の施行 県指定文化財等の所有者等への必要な指導

## 10 国民生活の安定に関する措置 (P137)

生活関連物資の不足等による生活不安にならないよう、国と連携しての、物価の安定等を図る。

## (1) 生活関連物資等の価格安定

生活関連物資等の価格高騰、買い占め防止等のための調査等の設置 価格動向や需給の状況の調査

多量保有事業者に対する特定物資の売り渡しの指示、命令 売渡し指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査 等 国民生活安定緊急措置法に係る措置

- ・指示に従わない小売業者の公表
- ・規定価格以下で販売すべき指示に、正当理由なく従わない者の公表
- ・指定物資販売者の事業場への立入検査等

物価統制令に係る措置

・統制学を超える契約の例外許可、統制額を超える価格の許可

## (2) 避難住民等の生活安定等 (P138)

被災児童生徒等に対する学習機会の確保、教科書の供給等 地方税の減免等(県税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等) 就労状況の把握と雇用の確保 生活・事業再建資金の融資等

#### (3) 生活基盤等の確保 (P139)

県の生活基盤等の確保(道路、河川管理施設の適切な管理) 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保 電気事業者、ガス事業者による安定的な電気、ガスの供給等

## 11 交通規制 (P141)

住民の避難、緊急物資の運送その他の措置を行うに当たっての交通規制の実施に必要な事項を定める。

(1) 交通状況の把握等

関係機関等からの情報収集や、交通監視カメラ等による交通状況の把握

(2) 交通規制の実施

計画に基づき、規制区域、区間を指定しての緊急通行車両外の禁止の実施

- (3) 交通規制等の周知徹底
- (4) 緊急交通路確保のための権限

交通管制施設の活用 交通情報板、信号機等 放置車両の撤去等 運転者等に対する移動等の措置命令 障害物の除去

(5) 交通の確保

実施すべき交通支障等への対応 交通支障箇所の通報・連絡 交通規制に関する措置

- ・交通規制の実施及び緊急交通路の指定 住民の避難、緊急物資の運送車両の通行の確保
- ・通行禁止区域等における自衛官及び消防吏員の措置等 同区域に敬作官がいないときの措置 車両等の移動の措置

道路管理者の措置

被災した道路の通行禁止、制限の実施

- 12 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 (P144)
  - (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等

医療行為に携わる人を識別する標章で標章、信号、身分証明書、識別対象を記載する。

特殊標章等

第1議定書に規定された、民間防衛を行う人を識別する標章で、オレン ジ色の正方形に、青の正三角形の図案である。

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

- (3) 特殊標章等の交付及び管理
- (4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 特に、特殊標章に関する啓発は必要である。
- (5) 赤十字標章等の交付対象者の把握 赤十字標章等被交付装丁者一覧 特殊標章等被交付装丁者一覧

## 第4編 復旧等 (P148)

- 1 応急の復旧
  - (1) 基本的考え方

県が管理する施設及び設備の緊急点検等 通信機器の応急の復旧 国に対する支援要請 所要人員、資機材の提供、技術助言等

- (2) ライフライン施設の応急の復旧 県が管理するライフライン施設の応急の復旧 市町村及び指定地方公共機関に対する支援 所要の人員の派遣、資機材の提供等 国に対する支援お求め 所要の人員の派遣、資機材の提供等
- (3) 輸送路の確保に関する輸送施設の応急の復旧等 輸送路の優先的な確保のための措置の実施の総合調整 県が管理する輸送路施設の応急の復旧の措置の実施
- 2 武力攻撃災害の復旧 (P150)

所要の法制の整備と国の方針に従った実施を行うが、県の施設は、地域の実情 等 を勘案して対応する。

- 3 国民保護措置に要した費用の支弁等 (P151)
  - (1) 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求原則、国が負担するが、関係書類の保管
  - (2) 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### 損失補償

- ・特定物資の収容・土地等の使用等
- ・危険物資等の取扱所の土地等の一時使用等

#### 実費弁償

・医療実施の要請に基づいて行われた医療関係者への補償

#### 損害補償

・要請に応じて国民保護措置に携わった住民等が、被った被害に対しての

#### 補償

(3) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県対策本部長が、市町村又は指定公共機関等に対して行った、総合調整、指示した結果、損失を受けたときに、県は、損失補てんを行う。

- (4) 市町村が国民保護措置に要した費用の資源等 国に対する負担金の請求等 損失補償及び損害補償
- (5) 国に対する損失補てんの請求 国が総合調整、指示しての損失補てん
- (6) 受援等等に関する費用の負担

費用負担者 実施に責任を有する者 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担 県は、応援に要した経費の支弁を行う。 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁 県は、費用を支弁する。 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の弁済 県が支弁する。

(7) 被災者の公的徴収金の減免

減免等の必要な措置を講ずる。

(8) 国有財産等の貸付等の特例

## 第5編 緊急対処事態への対処 (P154)

- 1 緊急対処事態武力攻撃事態等への対処に準じた対処
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 まさに、緊急対処事態が発生している地域の関係機関に対し、通知、伝達を行う。
- 3 想定事態における関係機関の対処例 想定から除染まで記載する。